

漏水調査業務委託仕様書

あさぎり町上下水道課

第1章 総則

1. [基準]

本仕様書は、あさぎり町上下水道課(以下『水道課』とする)が委託する漏水調査業務委託(以下『業務』という)の適正を期す為、請負人が厳守しなければならない仕様を定めるものである。

本調査に当たっては、この仕様書によるほか、あさぎり町公共工事請負契約約款に基づき実施しなければならない。

2. [業務の目的]

本委託業務は、町内の水道施設(配水管・給水管等)において漏水を発見する事により、無効水量を減少させ有効・有収率の向上を図る事を目的とし、実施するものである。また、巡回調査を実施し、調査範囲外においても漏水の早期発見に努める事も目的とする。

3. [適用範囲]

本仕様書は、水道課の漏水防止の一環として、漏水調査及び水圧業務に適用する。

4. [法令等の遵守]

請負人は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. [業務の遂行]

請負人は、仕様書・設計書・図面及びその他関係法規に基づいて誠実に調査し、その時期・順序方法については水道課監督員の指示に従わなければならない。

6. [再委託の禁止]

請負人は、業務の全てを一括して第三者に委任し、又は主たる部分を請け負わせてはならない。

7. [責任施工]

契約後、仕様書・設計書に明示されていないものがある時、または内容に相互符号しないものがある時は、双方協議して定める。ただし、技術上・施工上当然と認められる軽微なものについては、水道課及び監督員の指示に従わなければならない。

8. [秘密保持]

請負人は業務遂行上知り得た資料及び、個人情報等を第三者に洩らしてはならない。この事は、契約解除後及び契約終了後においても同様とする。

9. [安全管理]

請負人は調査にあたり、住人や通行人に迷惑をおよぼさないよう十分に注意しなければならない。また、直接作業する調査員(作業員)の被害労務災害を防止する事にも、努めなければならない。

請負人は調査にあたり、安全上の障害が生じた場合は、速やかに安全な処置をとり、その旨を監督員に報告しなければならない。

第2章 漏水調査業務

1. [提出書類]

請負人は業務の着手及び完了にあたって、契約書の定めるものの他、監督員より指示された書類を定められた日までに下記書類を提出しなければならない。

契 約 時

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者届及び現場責任者届(資格証の写し添付)
- (4) 調査作業員経歴書
- (5) 業務計画書
- (6) その他、監督員が指示するもの

完 了 時

- (1) 業務完了届
- (2) 成果品
 - 1) 漏水調査報告書
 - 2) 調査記録写真綴
 - 3) 漏水分布図
- (3) その他、監督員が指示するもの

2. [管理技術者等]

契約締結後、請負人は速やかに管理技術者及び現場責任者、調査員を定め、資格証を添付し監督員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者は、漏水調査業務に精通し、業務の統括・計画・立案・指導及び的確な履行確保を行うものとし、実務経験10年以上、かつ水道施設管理技士2級の資格を有する者とする。
- (2) 現場責任者は、監督員の指示に従い現場の取り締まり、その他作業に関する一切の事項を処理しなければならない。
また、緊急連絡用として調査期間中は常時連絡が取れる様、携帯電話を携帯しなければならない。尚、実務経験は7年以上とし、全国漏水調査協会主任技師の資格を有する者とする。
- (3) 調査にあたっては、2名1班を原則とし、調査班の構成は現場調査に関し3年以上の実務経験者と1年以上の実務経験者の2名以上とする。
- (4) 漏水調査に従事する調査員は、全国漏水調査協会発行の技術者資格を有した専門技術者をあて、調査を実施する事。

3. [住民対応]

調査担当者は、宅地内(公有又は私有の土地)に立入る場合は、誠実に対応し住居者の同意を得なければならない。また、調査担当者には身分・業務内容を明確にできる身分証明証の携帯及び、腕章を着用しなければならない。調査担当者は、身分証明証の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4. [調査機材]

調査に必要な資器材並びに消耗品は、請負人の負担とする。また、計器類は毎日点検して完全に整備された物を使用しなければならない。

5. [安全対策]

調査作業中は身分証明証・腕章を常に携帯し、公・私道での作業中は一般交通に与える障害を最小限にとどめる為、必要に応じてバリゲート・カラーコーンを設置する等、配慮しなければならない。また、夜間作業中は車両等からも確認出来る様、反射チョッキ・懐中電灯を携帯しなければならない。

6. [現場写真]

請負人は調査記録写真を請負人の負担にてデジタルカメラでカラー撮影し、調査完了後基本情報と共に監督員に提出しなければならない。ただし、必要に応じて調査途中においても提出を求められた場合、速やかに提出しなければならない。

7. [漏水箇所]

漏水箇所が発見された場合、路上に明示板及びペンキ等でオフセットし、かつ確認作業の上明らかに漏水と判断したものを指定用紙に明記して報告しなければならない。尚、地上漏水及び多量漏水は早急に報告する事。

8. [完了報告]

請負人は全ての調査が完了した時、水道課に対し指定した報告用紙をもって調査結果を分析し、調査報告書を提出しなければならない。

漏水調査業務委託特記仕様書

1. [作業計画]

調査区域内の給・配水区域を把握した上で調査内容を十分検討し、図面による工区書割り及び工程の決定を行い、作業計画を策定する事。

2. [現場調査]

本調査は、① 現場下見調査 ② 戸別・弁栓音聴調査 ③ 路面音聴調査
④ 漏水確認調査 ⑤ 機動巡回調査

の調査構成をもって、次の各項により行う。

① 現場下見調査

調査予定区域の施設状況等を把握する為、現地と調査図面とを照合するものとし、下記事項に留意して行う事。

- 1) 調査区域の施設概念をつかむ事。
- 2) 音聴調査及びその他調査に障害となる様な施設や雑音を把握する事。
- 3) 調査区域の上水道管路位置及び、消火栓・仕切弁等の位置を把握する事。
- 4) 調査配水区域境の仕切弁の開閉確認を行う。

(作業方法)

配水管路図を参考に車両にて現地調査を行い、正確な埋設管・弁栓類の位置を把握する。位置不明の管路・弁栓類については管路探知を行い、位置確認を行う。また、必要に応じて監督員の案内により直接現場を踏査する。

② 戸別・弁栓音聴調査

給水装置(量水器・止水栓等)での漏水を発見する調査で、音聴棒を用いて直接音聴調査する事。

(作業方法)

各戸の止水栓を丹念に音聴し、異常音があれば図面にマーキングし確認作業の対象とする。尚、止水栓等の開閉作業が必要な場合は、監督員及び給水装置使用者の承諾を得て実施し、調査後現状に復しているか必ず確認する事。戸別音聴調査は、原則として昼間作業(9:00～17:00)とする。

(安全対策)

宅地内に立入る為、住民には誠実に対応し、トラブルが生じた場合は速やかに監督員に報告する事。

③ 路面音聴調査

上水道管の管路上を音聴調査により、地下漏水を発見するものである。

(作業方法)

上水道管の埋設された路面上を、漏水探知器により丹念に探知し漏水を発見する事。
戸別・弁栓音聴調査において疑似漏水音がある管路については、特に念入りに行う事。
尚、路面音聴調査が困難である場合は、相関式調査等にて調査を行う。路面音聴調査は、状況に応じた昼夜の作業(昼9:00～17:00・夜21:00～4:00)とする。

(安全対策)

路面音聴調査を夜間に行う場合、反射チョッキの着用、懐中電灯の携帯等、車両等からも認識出来る様、安全対策を講じなければならない。

④ 漏水確認調査

正確な漏水位置を確認する調査で、下記事項に留意して行う事。

(作業方法)

- 1) 給配水管上及び分水上と思われる漏水については、路盤を電気ドリル・ボーリングバー等により管の近くまでボーリングし、音聴棒にて漏水箇所を割り出す事。
尚、止水栓の開閉作業が必要な場合は、監督員と協議の上実施する事。
- 2) 付近の側溝、下水管路に異常な流水があれば残留塩素反応等の確認措置を行い、報告する事。
- 3) 確認作業が宅地内の場合、所有者及び占有者の同意を得る事。
- 4) ボーリング及び掘削等を行う場合、地下埋設物に十分留意し作業を行う事。万一、地下埋設物に損傷を与えた場合、関係機関に連絡し監督員の指示に従う事。
- 5) 確認調査で生じたボーリング穴は、ロードキャップ等により塞ぐ事。
- 6) ボーリングが不可能な箇所(交通量の多い幹線道路及び横断管路等)の漏水位置特定には、ログ型多点相関器(サウンドセンス)等を使用する事。
- 7) 漏水位置特定が完了した時点で、路上に白色スプレーで明確にマーキングし、訂正は黒色スプレーにより行う事。許容範囲は、マーキングより半径50cm以内とする。確認調査の報告は、個々の確認作業が完了した時点で随時提出する事。
- 8) 作業時間帯は、9:00～17:00までとする。

(安全対策)

漏水確認作業中は道路状況・交通量に注意し、必要に応じてバリケード・カラーコーン等の設置を設けなければならない。

(漏水箇所の報告)

漏水の発見された箇所については、漏水位置報告表に記録し、これを監督員に提出する。記録内容については、次に示すものとする。

- 1) 漏水箇所付近見取り図
- 2) 漏水箇所位置
- 3) 漏水の区分
- 4) 管種・口径・路面状態
- 5) 推定漏水量

⑤ 機動巡回調査

本調査一巡終了後、今回の調査結果を元に多量漏水箇所・漏水多発路線、又は過去の漏水事故歴箇所等、漏水の復元の恐れがある路線に対し、一定期間調査員が直接その路線を巡回(戸別音聴調査・路面音聴調査・漏水確認調査)するものである。

(作業方法)

一巡目の調査結果、また監督員の指示する路線・区域に対し一定期間巡回し、擬似音があり次第すぐさま確認調査を行う。巡回調査終了後は、漏水の有無を問わず監督員に結果報告を上げるものとする。巡回を行う期間・日程については、当初予定の業務工程表に沿うものとし、細かな日程等は水道課・請負人協議の上で、決定するものとする。また、別途緊急対応の要請がある場合は、その都度対応するものとする。

3. [調査及び報告書の作成]

調査の進歩進捗について、調査日報により水道課監督員へ報告するものとする。また全調査完了後、水道課より指示された様式をもって調査結果の集計・分析を行い速やかに報告すること。

4. [成果品の検定及び帰属]

成果品の検定については、上記の報告書完了後速やかに業務委託の成果を、水道課監督員立会いの上、検定する。

また、成果品は全て水道課の所有とし、監督員の承認を得ず他に使用・貸与・公表してはならない。尚、委託者は調査結果が不十分と判断した場合、再調査を命ずる場合がある。

5. [調査時の立ち合い]

各調査実施の際、必要に応じて水道課監督員の立会いを行う。

6. [その他]

本特記仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合、水道課・請負人協議の上で決定するものとする。

